


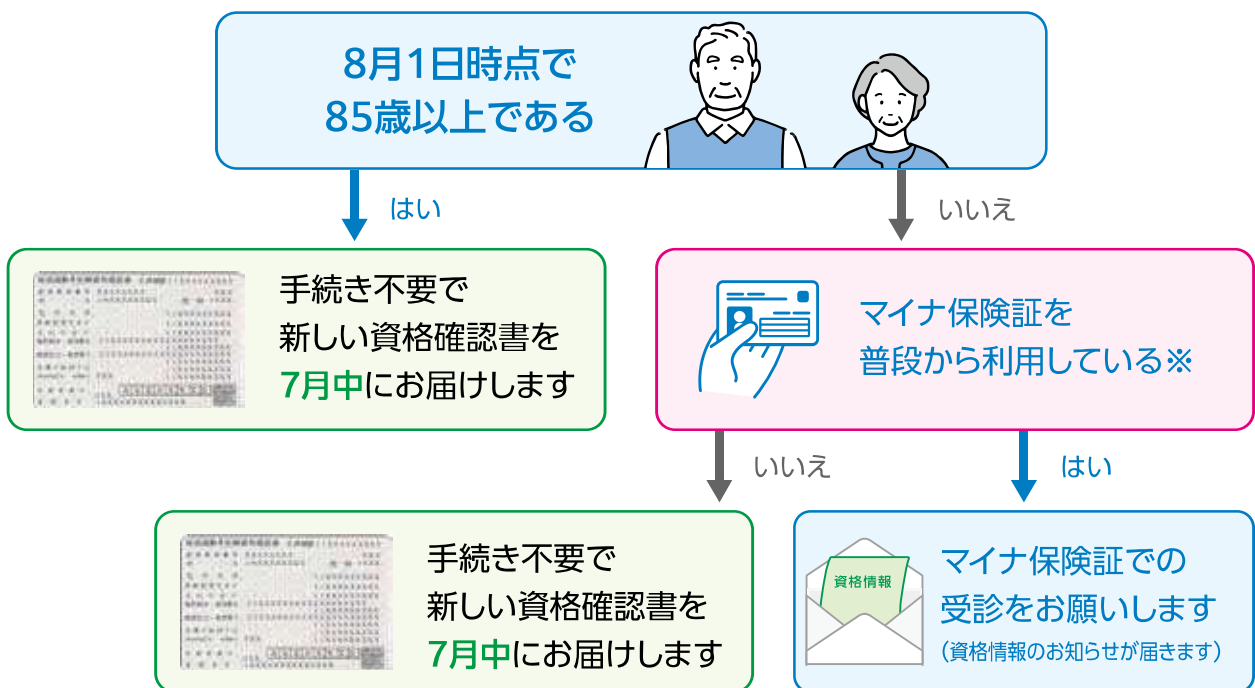
制度に加入の皆さまへ

8月以降の資格確認書・マイナ保険証について

現在、後期高齢者医療制度に加入されている皆さまにつきましては、7月末までの間、マイナ保険証の保有状況に関わらず全員一律に資格確認書が交付されています。

8月からは、マイナ保険証利用促進の観点を踏まえ、以下のとおり資格確認書の交付要件が変わります。

 **お手元の資格確認書の有効期限は7月31日です**



※マイナ保険証を普段からご利用されている方は、以下の条件をともに満たす方です

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用されている方
- ② おおむね直近3か月以内にマイナ保険証を利用されている方

マイナ保険証のご利用状況は、7月中にお届けする新たな資格確認書を作成する時点の情報となります。

長期入院による食事代の減額について

マイナ保険証の有無に関わらず、過去1年間に91日以上入院した方は、食事代が減額になるため**申請が必要**です。

ただし、減額の対象となる方は「住民税非課税世帯」の方のみとなります。



申込・お問い合わせ先 町民課 ☎ 22-3117



後期高齢者医療

令和8・9年度の保険料の計算方法が変わります！

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増加しています。

将来にわたって安定した制度運営を行っていくために、令和8・9年度の保険料については、子ども・子育て支援金制度が追加され、引き上げることとなりました。

変更前保険料(令和6・7年度)

年間保険料	=	均等割額 56,000円	+	所得割率 10.78%	※賦課限度額80万円
-------	---	-----------------	---	----------------	------------

変更後保険料(令和8・9年度)

年間保険料 ①+②	=	① 基礎賦課分(令和8・9年度共通)	+	均等割額 60,400円	所得割率 10.31%	※賦課限度額85万円
		② 子ども・子育て支援納付金分(令和8年度)		均等割額 1,393円		

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります

※子ども・子育て支援金制度は、全ての世代や企業から拠出された支援金を、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です

◆被保険者均等割額軽減対象者の基準が広がります

均等割額の2割軽減および5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が広がります。

詳しくは、7月中旬に保険料決定通知書をお送りしますので、そちらをご確認ください。

お問い合わせ先 町民課 ☎22-3117



国民健康保険制度に加入の皆さまへ ～資格確認書・資格情報のお知らせの送付について～

国民健康保険では、7月下旬に下記対象者へ送付を予定しております。

マイナ保険証利用登録がない方
マイナンバーカードをお持ちでない方



資格確認書

マイナ保険証利用登録がある方(※)



資格情報のお知らせ



(※)マイナ保険証利用登録がある方のうち**8月1日時点で70歳未満の方は**、「資格情報のお知らせ」の新規送付はありませんのでご注意ください

(資格情報に変更がない限り、現在交付されているものを継続してご使用いただけます)

お問い合わせ先 町民課 ☎22-3117